

館林地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

館林地区消防組合

管理者 多田善宏

館林地区消防組合規則第8号

館林地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合火災予防条例施行規則(昭和50年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第12号」を「第13号」に改め、同条第3項中「同条第1項第13号」を「同条第1項第14号」に改め、同条第4項中「同条第1項第14号」を「同条第1項第15号」に改める。

別記様式第5(ア)(第11条関係)中「サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機」を「簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。